

2024年3月28日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 グ ラ フ ィ コ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C E O 長 谷 川 純 代  
( 東 証 ス タ ン ダ ー ド ・ コ ー ド 4 9 3 0 )  
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 兼 管 理 本 部 長 榎 並 正 太 郎  
電 話 番 号 0 3 - 5 7 5 9 - 5 0 7 7

**Church & Dwight Japan 合同会社による当社株券等に対する  
公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、Church & Dwight Japan 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「2. 買付け等の価格」の「(2) 新株予約権」において定義します。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者によれば、本公開買付けに関しては、公開買付者が2024年3月13日に設立された合同会社であるところ、本公開買付けを開始するにあたって必要となる公開買付けの代理および事務取扱いに係る契約を公開買付代理人への就任を予定している野村證券株式会社（以下「公開買付代理人」といいます。）との間で締結するにあたり、本日現在公開買付者の持分の全てを所有しているChurch & Dwight Co., Inc.（以下「C&D」といいます。）において公開買付代理人より要請されている公開買付者名義の銀行口座の開設手続を行っていたとのことでしたが、公開買付者が当該口座を開設する予定の銀行の説明によれば、公開買付者の本人確認手続に時間を要したため、本日までに公開買付者名義の銀行口座の開設が完了しなかったとのことです。公開買付者及びC&Dは、本公開買付けを直ちに開始できる状況ではないものの、当社が2024年3月末までに株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場の上場維持基準に適合するための取組みとして中期経営計画の公表を行うことを発表していることを踏まえ、公開買付者及びC&Dと当社の間で本公開買付けの買付け等の価格について合意に至っているにもかかわらず、当社が当社の株主の皆様に対して、上場維持を前提としたかかる取組みを公表した後、短期間で当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として、本公開買付けを実施することを公表することは、当社の株主の皆様を混乱を招くこととなると考えたため、本日、当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として、本公開買付けを実施することを公表することとしたとのことです。なお、公開買付者及びC&Dは、銀行口座の開設が完了次第、本公開買付けを速やかに開始することを予定しているとのことです。本日現在、銀行との協議等を踏まえ、2024年4月下旬を目処に本公開買付けの開始を目指しているとのことですが、銀行口座の開設の時期を正確に予想することは困難であるため、本公開買付けの日程の詳細については、決定次第速やかにお知らせするとのことです。また、本公開買付けの開始の見込み時期が変更になった場合、速やかにお知らせするとのことです。

このため、当社は、下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」に記載のとおり、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会（下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 公開買付者及びC&Dからの提案並びに検討体制の構築の経緯」において定義します。以下同じです。）に対して、本特別委員会が当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しております。

なお、当社の上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を公開買

付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。また、当社は上記取締役会において、本公開買付けが成立することを条件として、当社が2023年9月29日付で公表した「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況及び計画期間の変更について」を撤回することを併せて決議しております。

## 記

### 1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	Church & Dwight Japan 合同会社 英文商号：Church & Dwight Japan LLC
(2) 所 在 地	東京都千代田区霞が関三丁目2番6号東京倶楽部ビルディング11階
(3) 代表者の役職・氏名	代表社員 チャーチ・アンド・ドワイト・カンパニー・インコーポレーテッド 職務執行者 マイケル・リード
(4) 事業内容	1. 株式等その他の有価証券の投資、保有及び売買 2. 不動産の所有、管理及びリース 3. 資産運用業 4. 国内外における知的財産権の保有、保全及び管理 5. 経営コンサルティング 6. 市場調査及び分析 7. 上記に附帯関連する一切の業務
(5) 資 本 金	10,000 円
(6) 設 立 年 月 日	2024 年 3 月 13 日
(7) 大投資主及び持分比率	Church & Dwight Co., Inc. 100%
(8) 当社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	当社は公開買付者の親会社である Church & Dwight Co., Inc. より商品の仕入を行っております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

### 2. 買付け等の価格

(1) 当社株式1株につき、3,800円

#### (2) 新株予約権

(下記①から⑤の新株予約権を総称して、「本新株予約権」といいます。また、本公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を総称して、以下「本新株予約権買付価格」といいます。)

- ① 2014年6月17日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行された第1回新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年7月1日から2024年6月16日まで）1個につき、62,840円
- ② 2014年12月25日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行された第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年12月27日から2024年12月25日まで）1個につき、46,000円
- ③ 2015年10月15日開催の当社臨時株主総会及び同日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2017年10月16日から2027

- 年10月15日まで) 1個につき、46,000円
- ④ 2015年10月15日開催の当社臨時株主総会及び2016年5月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権(以下「第4回新株予約権」といいます。)(行使期間は2018年5月14日から2028年5月13日まで) 1個につき、46,000円
- ⑤ 2019年5月31日開催の当社臨時株主総会及び同日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権(以下「第5回新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年6月4日から2031年6月3日まで) 1個につき、2,250円

### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (1) 意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記のとおり、公開買付者によれば、本日現在、銀行との協議等を踏まえ、2024年4月下旬を目処に本公開買付けの開始を目指しているとのことですが、銀行口座の開設の時期を正確に予想することは困難であるとのことです。

このような事情を踏まえ、当社は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、当社が設置した本特別委員会に対して、本答申書(下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 当社の意思決定の内容」において定義します。以下同じです。)の意見に変更がないか否か検討し、当社取締役会に対し、意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しております。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」に記載の方法により決議されております。

#### (2) 意見の根拠及び理由

「(2) 意見の根拠及び理由」の記載のうち、公開買付者又はC&Dに関する記載については、公開買付者又はC&Dから受けた説明に基づいております。

##### ① 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じた当社株式及び本新株予約権の取得等を目的として、2024年3月13日に設立された合同会社であるとのこと。公開買付者は、本日現在、アメリカ合衆国ニュージャージー州ユウイングに事業運営上の本社を置き、家庭用消費財の製造販売を行うC&Dがその持分の全てを所有しているとのこと。本日現在、公開買付者及びC&Dは、東京証券取引所スタンダード市場に上場している当社株式を所有していないとのこと。

この度、公開買付者は、2024年3月28日に、当社株式(本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決定したとのこと。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2024年3月28日付で、当社の代表取締役社長CEOであり、筆頭株主かつ主要株主である長谷川純代氏(以下「長谷川氏」といいます。)との間で、長谷川氏が所有する当社株式(390,900株、所有割合(注1):39.06%)の全てを本公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しない旨の応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結しているとのこと。本応募契約の内容は、下記「4. 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

本公開買付けに関しては、公開買付者が2024年3月13日に設立された合同会社であるところ、本公開買付けを開始するにあたって必要となる公開買付けの代理および事務取扱いに係る契約を公開買付代理人との間で締結するにあたり、公開買付代理人より要請されている公開買付者名義の銀行口座の開設に時間を要したため、銀行口座の開設が完了次第、本公開買付けを速やかに開始することを予定しているとのことです。本日現在、銀行との協議等を踏まえ、2024年4月下旬を目処に本公開買付けの開始を目指しているとのことです。銀行口座の開設の時期を正確に予想することは困難であるため、本公開買付けの日程の詳細については、決定次第速やかにお知らせするとのことです。また、本公開買付けの開始の見込み時期が変更になった場合、速やかにお知らせするとのことです。なお、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）は30営業日とする予定とのことです。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を667,200株（所有割合：66.67%）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」と総称します。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全ての買付け等を行わないとのことです。なお、買付予定数の下限（667,200株）は、公開買付者が本取引により当社を非公開化することを目的としており、本公開買付けにより当社株式（本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社に対して、下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社の株主を公開買付者のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として株式併合を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイーズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付けが成立した場合に公開買付者が所有する当社の議決権数の合計が、当社の総株主の議決権の数（当社が2024年2月14日に提出した第28期第2四半期報告書に記載された2023年12月31日現在の発行済株式総数（938,540株）から、当社が2024年2月14日に公表した「2024年6月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」に記載された2023年12月31日現在の当社の所有する自己株式数（122株）を控除した938,418株に、2023年12月31日現在残存する本新株予約権の目的である当社株式の数（62,360株）を加算した株式数（1,000,778株、以下「潜在株式考慮後発行済株式総数」といいます。）に係る議決権数である10,007個）の3分の2以上となるよう設定したとのことです。

一方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社株式（本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的としているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全ての買付け等を行うとのことです。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、C&Dからの出資（以下「本出資」といいます。）により賄うことを予定しており、本公開買付けに係る決済の開始日の、遅くとも3営業日前までに本出資を受け、これをもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定であるとのことです。

（注1）「所有割合」とは、潜在株式考慮後発行済株式総数（1,000,778株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下、所有割合の記載について他の取扱いを定めない限り同じです。

## ② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者の親会社であるC&Dは、1846年に創業し、1925年に米国デラウェア州において法人化されたとのことです。同社は、2024年2月15日に米国証券取引委員会に提出した2023年12月期の年次報告書に記載のとおり、米国に加え、米国外の6ヶ国（カナダ、メキシコ、英国、ドイツ、中華人民共和国及びオーストラリア）に子会社を有し、それに加え130ヶ国に製品を輸出しているとのことです。また、同社の同事業年度の売上高は5,867.9百万米ドルに達し、大規模な多国籍企業であると考えているとのことです。同社は、幅広い消費者向け家庭用品、パーソナルケア用品並びに家畜向け飼料添加物、

化学薬品及びクリーナーに特化した専門製品の開発、製造及び販売を行っているとのことです。C&D の消費者向け製品のマーケティングは、主に 14 の「パワーブランド」に焦点を当てているとのことです。これらの広く知られたブランドを使用した製品は、アーム&ハンマー (ARM & HAMMER) ブランドの重曹、猫用トイレ、洗濯用洗剤、カーペット消臭剤その他の重曹を原料とした製品、トロジャン (TROJAN) ブランドのコンドーム、潤滑剤及びバイブレーター、オキシクリーン (OXICLEAN) ブランドの染み抜き剤、洗淨液、洗濯用洗剤及び漂白剤、スピnbrush (SPINBRUSH) ブランドの電池歯ブラシ、ファースト・レスポンス (FIRST RESPONSE) ブランドの家庭用妊娠・排卵検査キット、ネアー (NAIR) ブランドの脱毛剤、オラジェル (ORAJEL) ブランドの経口鎮痛剤、エクストラ (XTRA) ブランドの洗濯用洗剤、リルクリッターズ (L' IL CRITTERS) ブランド及びヴィタフュージョン (VITAFUSION) ブランドの子供用及び大人用のグミ、バティスト (BATISTE) ブランドのドライシャンプー、ウォーターピック (WATERPIK) ブランドのウォーターフロス及びシャワーヘッド、ジカム (ZICAM) ブランドの風邪薬、セラブレス (THERABREATH) ブランドの口腔ケア製品、ヒーロー (HERO) ブランドのニキビ治療薬を含むとのことです。C&D は、主に米国内消費財 (Consumer Domestic)、米国外消費財 (Consumer International) 及び専門製品 (Speciality Products) の 3 セグメントにより事業展開を行っているとのことです。

米国内消費財セグメントについて、C&D の創業者は、まず、1846 年に、重曹としても知られる重炭酸ナトリウムをホームベーカリーで使用する用途で販売したとのことです。この製品は、今日においては、冷蔵庫や冷凍庫の脱臭剤、キッチンや調理器具の傷防止クリーナーや脱臭剤、入浴剤、歯磨き粉、猫砂の脱臭剤、プールの pH 安定剤など、家庭で幅広く使用されているとのことです。C&D は重曹を原料とする製品に特化しており、同じ原料や技術を使用した他の製品や、複数の消費者用・業務用カテゴリーにまたがって販売されている製品も扱っているとのことです。米国内消費財セグメントには、14 のパワーブランド、その他の有名ブランド、家庭用品及びパーソナルケア用品が含まれているとのことです。米国内消費財セグメントは、家庭用製品グループとパーソナルケア製品グループに分けられるとのことです。米国外消費財セグメントにおいては、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、メキシコ、イギリスを含む海外子会社を通じた市場で、様々なパーソナルケア製品、家庭用品及び一般用医薬品を販売しているとのことです。また、C&D は、外部の販売代理店の幅広いネットワークを活用し、同社のグローバル・マーケット・グループを通じて、中国や日本を含む世界 130 ヶ国以上の市場に製品を輸出しているとのことです。専門製品セグメントにおいては、企業への販売に重点を置き、家畜向け飼料添加物、専門化学薬品及び専門クリーナーの 3 つの製品分野に参画しているとのことです。

一方、当社は、1994 年に化粧品や健康食品の商品企画・販売促進・マーケティング等、クリエイティブ制作を行う企画会社として創業し、1996 年 11 月に有限会社スタジオグラフィコとして設立されました。その後日本の大手メーカーをはじめ、米国や韓国などの海外商品を日本市場向けにプロデュースした経験と実績を経て、2004 年に自社オリジナル商品を企画開発及び販売し、メーカー事業をスタートしました。2013 年 11 月に株式会社グラフィコに商号を変更し、2020 年 9 月に東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場に上場後、2022 年 4 月の東京証券取引所における市場区分の見直しにより、本日現在においては東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。

当社の事業内容は、以下のとおりです。

当社は、「モノ創りで、笑顔を繋ぐ。」を経営ビジョンとして、変容する働き方やライフスタイルの中で頑張る方々を応援し、心身ともに健康的で美しくありたいと願う女性達やご家族に笑顔で幸せな生活を楽しんでいただくための商品を創出するメーカーです。商品企画開発から、マーケティング、プロモーション、セールスまでを一貫して行い、それぞれに最適な生産方法や工場を選出して製造する機動的なファブレススタイル（製造設備を自社で保有せず、外部へ製造委託する業務形態）を取っております。健康食品、化粧品、日用雑貨を中心に展開しており、女性の潜在ニーズを引き出し、新発想の商品を世の中に定着させることで、ミリオンセラー（累計販売数 100 万個越え）の商品を複数展開しております。商品をひと目で理解できるパッケージ、ネーミング、店頭販促物、PR 活動により生活者の共感

や悩みの解決を提案しており、自社オリジナル商品のみならず、海外メーカーから日本オリジナル商品の販売を含む独占販売権を取得し、正規輸入販売元として日本国内にてマーケティングを行い販売しております。

主要な販売チャネルはドラッグストア、GMS（注2）、ホームセンター、バラエティストアであり、自社にて通信販売も行っております。海外においては各国の代理店を通じて販売を行っております。

（注2）「GMS」とは、General Merchandise Storeの略称で、大規模総合スーパーのことをいいます。

また、当社の事業の特長としては、以下のとおりです。

#### 商品化から販売までの流れ

当社は、製造、物流を外部へ委託するファブレス企業であり、商品の企画、開発、マーケティング、プロモーション、セールスに経営資源を集中しております。「生活者が必要としている」「使用実感が高い」「ポジティブな気持ちになる」商品を企画開発しており、常に使う人の立場で考え、シーズ（原材料や技術等に基づく製品アイデアや消費者自身が気付いていないニーズ）を探り、ニーズを把握し、「①調査→②企画→③開発→④宣伝→⑤販売」の5アクションで独自性のある複数のヒット商品を生み出しています。

#### ① 調査

調査段階においては、ブランド育成のため、新商品として可能性のあるアイテムを検討し、ターゲットとする市場規模や顧客、想定される競合先（商品）、商品の使用感、成分等の調査、分析を行います。また、商品のネーミング候補に係る商標権等について第三者の知的財産権侵害の可能性の事前調査も可能な限り対応を行っております。

#### ② 企画

当社はクリエイティブ事務所として創業以来培われたノウハウを活かして、商品企画、パッケージ企画、コンセプト設計、マーケティングリサーチ等を実施しながら、当社のメインターゲットである女性の潜在ニーズを探り、市場が必要とする商品かつ効果が実感できる商品企画を目指しております。企画部門のほとんどは30代から50代の女性で構成され、ターゲットとなるお客様のニーズをくみ上げることが可能な体制となっており、企画段階においては、「ターゲット層の見極め」「マーケット分析」「市場ニーズの高い商品企画」「効果実感の高い商品」を意識して商品化を進めております。

#### ③ 開発

当社はファブレスメーカー（製造設備を自社で保有せず、外部へ製造委託するメーカー）として最適な原料・資材の調達、生産委託先の選定や製造管理等を行うことで、製造コストを抑え、市場ニーズの変化に対応できる機動力を高めて、当社の強みである顧客訴求力の高い表現方法やニーズを捉えるデザイン・表現等のクリエイティブ力を活かした独自性のあるアイデア商品を柔軟に展開できる体制となっています。その他、当社開発商品以外に、当社のマーケティング力を活かして、C&Dからのオキシクリーン（OXICLEAN）ブランドの製品の日本における独占販売権取得による海外商品の輸入販売や、製造元との協議による日本向け商品の共同開発を行っております。

#### ④ 宣伝

当社は、販促計画及び広告戦略を立案し、その戦略を推進するための効果的なセールス・プロモーションツール（営業用提案資料）を制作しております。制作した各種店頭用販促物や印刷媒体を活用し、費用対効果を検討しながら雑誌やウェブ等のメディアを主体に広告宣伝活動を実施し、各ブランドの認知度向上への取り組みを行っております。

#### ⑤ 販売

市場、競合、商品使用感等についての分析を基に、より効果的な販売戦略を立案し、消費者に訴求力のある販促物を活用しながら、販売店舗の売り場作りやPB（プライベート・ブランド）商品等の提案営業を進めております。当社の主要な顧客は国内の間屋であり、間屋を通じて国内のドラッグストア、GMS、ホームセンター、バラエティストア等へ販売しております。海外事業においても国内外の代理店を通じ、

中国、韓国、米国、香港、台湾、タイ等で商品を販売しております。また、自社サイトや他社のプラットフォームを活用した通信販売も行っております。

C&Dは、2008年7月に当社との間でオキシクリーン（OXICLEAN）ブランドの製品を日本において販売するための独占販売契約（以下「本独占販売契約」といいます。）を締結し、日本の消費者のニーズに応えるために当社による日本市場における顧客との関係及び流通のノウハウを活用してきたとのことです。

オキシクリーン（OXICLEAN）の販売における成功と日本の消費者のニーズに関する理解の向上から、C&Dとしては、当社がC&Dが保有するオキシクリーン（OXICLEAN）以外の商品を日本において販売することが可能となることにより、日本の消費者にとって製品の選択肢が広がることで利便性が増すと考えているとのことです。他方で、これまでC&Dは当社を通じて日本における販売を行ってきたことから、C&D単独では、日本市場で他のブランドを販売するための日本における営業及びマーケティングを行える組織を欠いていると考えているとのことです。そのため、C&Dは、当社を非公開化し、C&Dのグループ会社とすることで、C&Dの既存ブランド・ポートフォリオへのより広いアクセスを提供するために必要な販売能力及び顧客関係を得ることができると考えているとのことです。C&Dは、当社の価値を向上させるために、C&Dの有するリソースやノウハウを大規模かつ迅速に当社に提供していくことを企図しているとのことです。そのためには、C&Dが当社の唯一の所有者となり、C&D及び当社が利害関係を完全に共有することが必要となるとのことです。そのため、C&Dとしては、当社株式及び本新株予約権の全てを取得することが必須であり、当社を非公開化することなく、上場を維持したままC&Dの子会社とすることは考えていないとのことです。

C&Dは、本取引は以下のメリットをもたらすと考えているとのことです。

(i) 日本におけるC&Dのブランド・ポートフォリオの拡大

日本はGDPにおいて世界第4位の経済大国であり、C&Dのブランド・ポートフォリオにとって魅力的な消費者市場であると考えているとのことです。当社は、日本市場における販売、マーケティング及び流通のノウハウを活用することにより、当社が2023年7月にWebアンケート委託会社に依頼して行ったWebアンケートにおいてオキシクリーン（OXICLEAN）ブランドの認知率が77.5%となるなど、オキシクリーン（OXICLEAN）ブランドをシミ抜きカテゴリーにおけるマーケットリーダーに育て上げました。C&Dは、当社の能力を活用し、日本の消費者に提供するブランド・ポートフォリオを拡大することで、市場をリードし、消費者に愛されるブランドへのアクセスを提供すると同時に、大規模な新カテゴリーの製品をターゲットとすることで、当社の売上の成長を加速させることができると考えております。

(ii) 当社の成長を促進させるリソース及び機能

C&Dは、上記のとおり、大規模な多国籍企業として、営業、マーケティング、サプライチェーン、ITの各分野におけるリソースと能力を有しているとのことです。同社は、既存の能力を活用し、当社の人材、プロセス及び技術への投資及び改善を通じて、当社の成長と収益性を加速させることを企図しているとのことです。

(iii) 上場維持に関するリソースの削減

当社は、東京証券取引所スタンダード市場に上場しておりますが、上場維持に際しては、上場会社として求められる体制の整備（独立社外取締役の一定数の確保等）や事務負担（有価証券報告書等の継続開示義務、金融商品取引法監査への対応、株主総会運営、IR活動等）が存在し、その負担は年々増加しているものと考えているとのことです。当社の従業員数が50名（2023年6月末現在）、経常利益が322百万円（2023年6月期）であることを踏まえると、これらの体制整備や事務負担に投じる人的リソース及び金銭的リソースを削減し、これらを営業、企画、商品開発等に振り向けることにより、これまで以上に消費者のニーズに応える事業運営を行うことが可能となると考えているとのこと

です。また、当社の経営陣もこれらの事務負担にそのリソースを費やしており、非公開化することで、事業運営を一層効率化させることができ、より創造的な活動にリソースを投下し、当社の企業価値向上を加速させることが可能であると考えているとのことです。

このような検討の結果、C&Dは、本取引の結果、当社を非公開化し、C&Dグループの一員とすることでC&Dグループの価値向上に資するとともに、上記のとおり当社の価値向上を実現できるものと考えてに至ったとのことです。

そこで、C&Dは、2023年7月19日に、当社に対して当社を非公開化することについて検討を開始したい旨のNon-binding letter of interest（法的拘束力を有さない意向表明書）（以下「第1回意向表明書」といいます。）を提出したとのことです。その後複数回にわたって当社との間で当社の非公開化についての初期的な対話と情報交換を行った結果、C&Dとして当社を非公開化することについて、デュー・ディリジェンスをはじめとした本格的な検討を開始することとし、同年11月16日に、当社に対して公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続により当社を非公開化すること並びにデュー・ディリジェンスの実施を申し入れる内容の2回目のNon-binding letter of interest（法的拘束力を有さない意向表明書）（以下「第2回意向表明書」といいます。）を提出したとのことです。その後、同月下旬に当社から同年12月上旬からデュー・ディリジェンスを受け入れる旨の返答があり、C&Dは、同年12月上旬から2024年1月下旬までデュー・ディリジェンスを実施したとのことです。C&Dは、当該デュー・ディリジェンスの経過も踏まえ、2024年2月下旬に当社との間で、本取引の諸条件についての協議を開始したとのことです。具体的には、2024年2月26日、C&Dは、当社に対して、当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を3,250円、第1回新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「第1回新株予約権買付価格」といいます。）を51,840円、第2回新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「第2回新株予約権買付価格」といいます。）を35,000円、第3回新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「第3回新株予約権買付価格」といいます。）を35,000円、第4回新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「第4回新株予約権買付価格」といいます。）を35,000円、第5回新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「第5回新株予約権買付価格」といいます。）を1,700円とする旨を提案（以下「第1回提案」といいます。）したとのことです。なお、当該提案の以前に本公開買付価格等の本公開買付けの条件を提案した事実はないとのことです。また、C&Dによれば、本公開買付価格として提案した3,250円は当該提案の提出日（2024年2月26日）の直前営業日である2024年2月22日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値2,600円に対して25.00%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム率の計算において他の取扱いを定めない限り同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,474円（小数点以下を四捨五入しております。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して31.37%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であるとのことです。その後、当社より、本公開買付価格として提案した3,250円は、事業計画に基づく当社の本源的価値の下限から大きく乖離しているとして本公開買付価格の引き上げを要請しました。当社からのかかる要請を受けて、C&Dは、2024年2月29日に本公開買付価格を3,315円、第1回新株予約権買付価格を53,140円、第2回新株予約権買付価格を36,300円、第3回新株予約権買付価格を36,300円、第4回新株予約権買付価格を36,300円、第5回新株予約権買付価格を1,765円とする旨を提案（以下「第2回提案」といいます。）したとのことです。なお、C&Dによれば、第2回提案において本公開買付価格として提案した3,315円は第1回提案の提出日（2024年2月26日）の直前営業日である2024年2月22日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値2,600円に対して27.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,474円に対して33.99%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であるとのことです。その後、当社より、本公開買付価格として提案した3,315円は、事業計画に基づく当社の本源的価値の下限から大きく乖離していることに加え、当社が2020年9月28日に東京証券取引所ジャスダック市場への上場時における公開価格を考慮した価格ではないことから本公開買付価格の引き上げを要請しました。これを受けて、C&Dは、2024年3月11日に当社に対し、当社の要請を受け、上場時における公開価格を検討したものの、C&Dとしては直近の株式市場における当社株価の水準は、多



くの投資家が参加して形成される客観性の高い指標であり、当社の将来性や収益性などの情報が総合的に反映されたものであり、直近の株式市場における当社株価の水準を基に公開買付価格を検討し、提案している旨の回答を行ったとのことです。

その後、2024年3月13日、当社から、第三者算定機関による当社株式の株式価値の試算結果、当社の普通株式の市場株価の動向及び過去の類似する取引において付与されたプレミアムの実例等を勘案し、本公開買付価格4,000円とする要請をしました。これを受け、2024年3月20日、C&Dは、当社に対して、上記当社からの要請を真摯に検討した結果、本公開買付価格について3,606円とする旨を提案（以下「第3回提案」といいます。）したとのことです。なお、C&Dによれば、第3回提案において本公開買付価格として提案した3,306円は第3回提案の提出日（2024年3月20日）の直前営業日である2024年3月19日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の過去6ヶ月間の終値単純平均値2,404円（なお、C&Dによれば、当社株式の取引が行われていない2023年10月25日の終値は、前営業日である2023年10月24日の終値を使用して終値単純平均値を計算しているとのことです。）に対して50.0%のプレミアムを加えた価格であるとのことです。その後、2024年3月22日、当社から、依然として少数株主の期待に十分に込められる水準には達していないことから、少数株主の期待に十分に込められる水準に近づけるべく本公開買付価格の引き上げを要請されたとのことです。当社からのかかる要請を受けて、C&Dは、2024年3月25日に本公開買付価格を3,800円、第1回新株予約権買付価格を62,840円、第2回新株予約権買付価格を46,000円、第3回新株予約権買付価格を46,000円、第4回新株予約権買付価格を46,000円、第5回新株予約権買付価格を2,250円とする最終提案を行うに至ったとのことです。なお、C&Dによれば、最終提案において本公開買付価格として提案した3,800円はかかる最終提案の提出日（2024年3月25日）の直前営業日である2024年3月22日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の過去6ヶ月間の終値単純平均値2,421円（なお、C&Dによれば、当社株式の取引が行われていない2023年10月25日の終値は、前営業日である2023年10月24日の終値を使用して終値単純平均値を計算しているとのことです。）に対して56.96%（小数点以下第3位を四捨五入しております。）のプレミアムを加えた価格であり、当社株式の過去3ヶ月間の終値単純平均値2,636円に対して44.16%（小数点以下第3位を四捨五入しております。）のプレミアムを加えた価格であるとのことです。

その後、2024年3月26日に当社から最終提案を応諾する旨の回答を受領したため、C&Dは2024年3月25日に本公開買付価格を3,800円、第1回新株予約権買付価格を62,840円、第2回新株予約権買付価格を46,000円、第3回新株予約権買付価格を46,000円、第4回新株予約権買付価格を46,000円、第5回新株予約権買付価格を2,250円とすることに合意いたしました。

公開買付者によれば、本公開買付けに関しては、公開買付者が2024年3月13日に設立された合同会社であるところ、本公開買付けを開始するにあたって必要となる公開買付けの代理および事務取扱いに係る契約を公開買付代理人への就任を予定している公開買付代理人との間で締結するにあたり、C&Dにおいて公開買付代理人より要請されている公開買付者名義の銀行口座の開設手続きを行っていたとのことでしたが、公開買付者が当該口座を開設する予定の銀行の説明によれば、公開買付者の本人確認手続きに時間を要したため、本日まで公開買付者名義の銀行口座の開設が完了しなかったとのことです。公開買付者及びC&Dは、本公開買付けを直ちに開始できる状況ではないものの、当社が2024年3月末までに東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準に適合するための取組みとして中期経営計画の公表を行うことを発表していることを踏まえ、公開買付者及びC&Dと当社の間で本公開買付けの買付け等の価格について合意に至っているにもかかわらず、当社が当社の株主の皆様に対して、上場維持を前提としたかかる取組みを公表した後、短期間で当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として、本公開買付けを実施することを公表することは、当社の株主の皆様の混乱を招くこととなると考えたため、本日、当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として、本公開買付けを実施することを公表することとしたとのことです。なお、公開買付者及びC&Dは、銀行口座の開設が完了次第、本公開買付けを速やかに開始することを予定しているとのことです。本日現在、銀行との協議等を踏まえ、2024年4月下旬を目処に本公開買付けの開始を目指しているとのことですが、銀行口座の開設の時期を正確に予想することは困難であるため、本公開買付けの日程の詳細については、決定次

第速やかにお知らせするとのことです。また、本公開買付けの開始の見込み時期が変更になった場合、速やかにお知らせするとのことです。

C&D は、当社と本取引に関する協議を開始した当初から一貫して、当社に対して、本取引と本独占販売契約は別案件であることを明確にしており、本取引に関する協議と並行して本独占販売契約の更新や条件について議論することは行っていないとのことです。

なお、C&D は、第1回意向表明書において、長谷川氏が本公開買付け成立後に当社の取締役を辞任することを前提としつつ、当社の代表取締役社長 CEO である長谷川氏が、本公開買付けの成立後も、当社のアドバイザーとして当社の経営に関与することが当社の企業価値向上に寄与するとの判断から、長谷川氏が本公開買付けの成立後3年間当社のアドバイザーに就任することを提案したとのことです。その後、長谷川氏との間の本応募契約の交渉において、長谷川氏は本公開買付け成立後に当社の取締役を辞任すること及び辞任後3年間は当社のアドバイザーに就任することを応諾したとのことです。長谷川氏のアドバイザー就任に係る具体的な条件等はC&D と長谷川氏で今後協議予定とのことです。なお、C&D は、長谷川氏のアドバイザーとしての当社への関与は、現在の代表取締役社長としての関与よりも限定的になることが見込まれることから、これに応じ、長谷川氏のアドバイザーとしての報酬は、現在の代表取締役社長としての報酬と比較すると、低額となることを想定しているとのことです。

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(i) 公開買付者及びC&Dからの提案並びに検討体制の構築の経緯

当社は、2023年3月10日、C&DのCEOから当社のCEOである長谷川氏に対して本取引に関する初期的な打診を受けたことを契機として、本取引における手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に対する助言を含む法的助言を受けるために、専門性及び実績等に加えて、公開買付者が海外企業であること、公開買付者が当社の重要な取引先であることを含めて検討を行った結果、2023年6月下旬、当社取締役会において、公開買付者、C&D、長谷川氏及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）の選任を決議しました。また、当社は、公開買付者の連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、C&Dとの本独占販売契約に基づき販売を行っているオキシクリーン（OXICLEAN）ブランドの製品の売上が2023年6月期における当社の全売上高に占める割合が80%超となっており当社の主力製品となっていることから、公開買付者との契約が当社の事業継続に大きな影響を及ぼすこと、当社の代表取締役社長は当社の筆頭株主であり、最終的に公開買付者との間で応募契約を締結する可能性があり、代表取締役社長と当社の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性もあること等を考慮し、本取引に関する当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を踏まえ、2023年6月22日付で、公開買付者、C&D、長谷川氏及び当社のいずれからも独立し、中尾田隆氏（当社の独立社外取締役（監査等委員）、弁護士）、池田良介氏（当社の独立社外取締役）、前川研吾氏（当社の独立社外取締役（監査等委員）、公認会計士）及び川渕純治氏（当社の独立社外取締役（監査等委員）、公認会計士）の4名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置しました。（本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容については、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。

その後、2023年7月19日に公開買付者から第1回意向表明書の提出を受け、当社においてかかる提案について慎重に検討を行った結果、デュー・ディリジェンスその他の本取引に向けた具体的な検討及び協議を開始することを決定し、本特別委員会に対し、(ア) 本取引の目的は合理性を有するか（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、(イ) 本取引の取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の種類等の妥当性を含む。）が確保されているか、(ウ) 本取引の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）が確保されているか、(エ) 上記（ア）から（ウ）を踏まえ、

当社取締役会が本取引の実施（本取引において公開買付けが実施される場合、当該公開買付けに係る意見表明の内容を含む。）を決定することが当社の少数株主に不利益でないと考えられるか（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。当社取締役会は、本特別委員会への諮問にあたり、(a)本取引に関する当社取締役会の意思決定は本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、当社取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しないものとする、(b)本取引に係る調査（本取引に係る当社の役員若しくは従業員又は本取引に係る当社のアドバイザーに対し、諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明を求めることを含む。）を行うことができる権限を付与すること、(c)当社に対し、(i)特別委員会としての提案その他の意見又は質問を買収候補者に伝達すること、及び(ii)特別委員会自ら買収候補者（本取引に関与するその役職員及び本取引に係るそのアドバイザーを含む。）と協議する機会の設定を要望することができる権限を付与すること（なお、特別委員会よりかかる要望を受領した場合には、当社は特別委員会の要望を実現するよう最大限努力するものとする。）、(d)当社が選任したアドバイザーの独立性に問題があると判断した場合、当社が選任したアドバイザーを承認しないことができる権限を付与すること（そのような場合、当社は特別委員会の意向を最大限尊重しなければならないものとする。）、(e)当社の費用で、特別委員会独自のアドバイザーを選任できる権限を付与すること等を決議いたしました。

その後、当社は、株式公開当時から主幹事証券会社であり、当社の事業に対する理解が深いことから、2023年7月下旬、公開買付者、C&D、長谷川氏及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社SBI証券（以下「SBI証券」といいます。）を選任しました。なお、SBI証券は、当社が2023年9月29日に提出した第27期有価証券報告書上、大株主として記載されていますが、その理由に関して、SBI証券から「SBI証券の信用買い顧客の総数量での記載となり大株主として利害があるわけではなく、また、SBI証券、SBI証券を構成員とするSBIグループ各社及びそれらの関係会社は、自己の勘定又は顧客の勘定で、当社、公開買付者又はそれらの関係会社の発行する一定の株式、債券その他の証券を含む各種の金融商品を引き受け、保有し又は売却することがあり、随時これらの金融商品のポジションを保有する可能性、及び当社、公開買付者若しくはそれらの関係会社又はこれらの発行する各種の金融商品に関わるデリバティブ取引を行い、又はこれらに対する自己資金による投資を行うファンドを運営する可能性があるものの、適切な情報隔離措置を行ったうえで実施するものであり、本取引との関連での買付けは実施していないとの連絡を受けており、当社としては本公開買付けにおける独立性には問題ないものと判断しております。また、当社は、公開買付者、C&D及び長谷川氏から独立した立場で、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断を行う体制（本公開買付けの検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を当社の社内に構築すると共に、本特別委員会により、かかる検討体制につき独立性及び公正性の観点から問題がないことについて承認を受けております。さらに、当社は、本特別委員会において、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSBI証券並びに当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。なお、本特別委員会は、弁護士及び公認会計士の資格を有する者が既に委員となっていることから、適宜、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSBI証券並びに当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言を受けることとし、本特別委員会の独自のアドバイザーを選任していません。

#### (ii) 検討・交渉の経緯

当社は、公開買付者及びC&Dとの交渉方針に関する助言を受けるとともに、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応等についての法的助言を受け、これらを踏まえ、本取引の是非及び本公開買付価格等を含む本取引に係る取引条件の妥当性について慎重に検討を行いました。

当社は、1996年の創業以来「モノ創りで、笑顔を繋ぐ。」のビジョンのもと、主に女性をターゲットとした商品を提供していましたが、更なる事業発展を実現するためにも、社会的信用力の向上、認知度

の向上、経営基盤の強化、資金調達手段の多様化が重要であると考えて、2020年9月24日に東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場に上場いたしました。コロナ禍による外出自粛やインバウンド需要の減少により、計画通りの成長を実現できていないブランドがある一方で、オキシクリーンブランドに関しては、コロナ禍の衛生意識の高まりにより、需要が増加し、当社においても成長を促進するために様々な施策を実施したことにより、売上は大きく成長を続けております。

その後、2022年から急激な円安が進行したことにより、輸入商品を取扱う当社の業績にも大きく影響を与えることとなりました。このような状況において、当社は2022年に経営管理体制を革新し、不採算事業から撤退すると共に利益構造改革を実施いたしました。これにより収益構造を改善することが出来、増収増益を実現可能な状態にすることは実現できましたが、その間、株価は上場時の公募価格である4,090円から大きく下落した2,000円前後で推移する状況となっております。このような状況の中、2023年3月10日、C&DのCEOから当社のCEOである長谷川氏が本取引に関する初期的な打診を受けました。当社は、具体的な申入れの内容を検討するために、C&Dに対して意向表明書の提出を求めたところ、2023年7月19日、C&Dから、デュー・ディリジェンスその他の本取引に関する提案を含む第1回意向表明書の提出を受けました。その後、当社は、2023年8月16日にC&Dに対して、第1回意向表明書に関する回答書を送付し、C&Dから2023年8月25日に当該回答書に対する回答を書面で受領した上で、2023年8月31日にC&Dに対して、当該書面に対する回答書を送付し、2023年9月7日に面談にてその趣旨の確認を実施しました。その上で、当社は、デュー・ディリジェンスをはじめとした本取引の本格的な検討の提案を受け入れることについて、C&Dに伝達しました。

また、当社は、2023年11月16日、C&Dから第2回意向表明書を受領し、内容を確認した後、C&Dに対して、2023年11月24日、デュー・ディリジェンスを受け入れる旨を回答しました。その後、デュー・ディリジェンスが、2023年12月上旬から2024年1月下旬までの間、実施されました。

また、当社は、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、SBI証券及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を受けながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性等に関してC&Dとの間で複数回に亘る協議・交渉を行いました。

具体的には、当社は、2024年2月26日、C&Dから、第1回提案を受けました。なお、当該提案の以前に本公開買付価格等の本公開買付けの条件の提案を受けた事実はありません。また、C&Dによれば、本公開買付価格として提案を受けた3,250円は第1回提案の提出日（2024年2月26日）の直前営業日である2024年2月22日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値2,600円に対して25.00%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,474円に対して31.37%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であるとのことです。その後、当社は、本公開買付価格として提案された3,250円は、事業計画に基づく当社の本源的価値の下限から大きく乖離しているとして本公開買付価格の引き上げを要請しました。

当社からのかかる要請を受けて、C&Dは、2024年2月29日に第2回提案を行ったとのこと。なお、C&Dによれば、第2回提案において本公開買付価格として提案した3,315円は第1回提案の提出日（2024年2月26日）の直前営業日である2024年2月22日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値2,600円に対して27.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,474円に対して33.99%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であるとのこと。その後、当社は、本公開買付価格として提案した3,315円は、事業計画に基づく当社の本源的価値の下限から大きく乖離していることに加え、当社が2020年9月28日に東京証券取引所ジャスダック市場への上場時における公開価格を考慮した価格ではないことから本公開買付価格の引き上げを要請しました。これを受けて、C&Dは、2024年3月11日に当社に対し、当社の要請を受け、上場時における公開価格を検討したものの、C&Dとしては直近の株式市場における当社株価の水準は、多くの投資家が参加して形成される客観性の高い指標であり、当社の将来性や収益性などの情報が総合的に反映されたものであり、直近の株式市場における当社株価の水準を基に公開買付価格を検討し、提案している旨の回答を行ったとのこと。

その後、2024年3月13日、当社から、第三者算定機関による当社株式の株式価値の試算結果、当社の普通株式の市場株価の動向及び過去の類似する取引において付与されたプレミアムの実例等を勘案し、本公開買付価格4,000円とする要請をいたしました。これを受け、2024年3月20日、C&Dは、当社に対し

て、上記当社からの要請を真摯に検討した結果、本公開買付価格について3,606円とする旨を提案（以下「第3回提案」といいます。）したとのことです。なお、C&Dによれば、第3回提案において本公開買付価格として提案した3,306円は第3回提案の提出日（2024年3月20日）の直前営業日である2024年3月19日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の過去6ヶ月間の終値単純平均値2,404円（なお、C&Dによれば、当社株式の取引が行われていない2023年10月25日の終値は、前営業日である2023年10月24日の終値を使用して終値単純平均値を計算しているとのことです。）に対して50.0%のプレミアムを加えた価格であるとのことです。その後、2024年3月22日、当社から、依然として少数株主の期待に十分に込えられる水準には達していないことから、少数株主の期待に十分に込えられる水準に近づけるべく本公開買付価格の引き上げを要請されたとのことです。これまでの協議・交渉を踏まえ、C&Dは、2024年3月25日に本公開買付価格を3,800円、第1回新株予約権買付価格を62,840円、第2回新株予約権買付価格を46,000円、第3回新株予約権買付価格を46,000円、第4回新株予約権買付価格を46,000円、第5回新株予約権買付価格を2,250円とする最終提案を行うに至ったとのことです。なお、C&Dによれば、最終提案において本公開買付価格として提案した3,800円はかかる最終提案の提出日（2024年3月25日）の直前営業日である2024年3月22日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の過去6ヶ月間の終値単純平均値2,421円（なお、C&Dによれば、当社株式の取引が行われていない2023年10月25日の終値は、前営業日である2023年10月24日の終値を使用して終値単純平均値を計算しているとのことです。）に対して56.96%（小数点以下第3位を四捨五入しております。）のプレミアムを加えた価格であり、当社株式の過去3ヶ月間の終値単純平均値2,636円に対して44.16%（小数点以下第3位を四捨五入しております。）のプレミアムを加えた価格であるとのことです。

その後、2024年3月26日、当社はC&Dに対し、本公開買付価格を3,800円、第1回新株予約権買付価格を62,840円、第2回新株予約権買付価格を46,000円、第3回新株予約権買付価格を46,000円、第4回新株予約権買付価格を46,000円、第5回新株予約権買付価格を2,250円とすることに同意する旨を書面で回答しました。

以上の検討・交渉過程において、本特別委員会は、適宜、当社や当社のアドバイザーから報告を受け、確認及び意見の申述等を行っております。

具体的には、当社は、当社株式価値算定書（下記「(iii) 当社の意思決定の内容」に定義します。）をSBI証券から取得する上で、また、公開買付者から本公開買付価格等についての提案を受領する上で、2024年6月期から2027年6月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。なお、長谷川氏は本事業計画の作成に関与していません。）を策定し、その内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について、本特別委員会の確認を受け、その後に公開買付者に提示しております。

また、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるSBI証券は、公開買付者との交渉に当たって、本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、また、公開買付者から本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、その指示に従って対応を行っております。

### (iii) 当社の意思決定の内容

以上の経緯のもとで、当社は、本日開催の取締役会において、SBI証券から2024年3月27日付で取得した株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）の内容、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定に当たっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた2024年3月27日付の答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら（本答申書の概要については、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）、本取引により当社の企業価値向上を図ることができるか、本公開買付価格等を含む本取引に関する諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

当社は、新型コロナウイルスは当社を取り巻く事業環境に大きな変化を与えており、インバウンド需要の減少により健康食品の需要が低下した一方で、オキシクリーン（OXICLEAN）の需要が増加したことにより、当社のリソースがオキシクリーン（OXICLEAN）事業に集中する等当社の事業ポートフォリオの偏重が大きくなったと考えております。すなわち、C&D との本独占販売契約に基づき販売を行っているオキシクリーン（OXICLEAN）ブランドの製品の売上が2023年6月期における当社の全売上高に占める割合が80%超となっており、C&D との本独占販売契約が当社の事業継続に大きな影響を及ぼしており、当社は偏重解消に向けて当社独自商品の販売拡大や新商品投下等の取り組みを行う必要性を認識しているとのことです。また、現在オキシクリーン（OXICLEAN）の本独占販売契約はOEM先と直接の交渉が認められておりません。

さらに、現状、オキシクリーン（OXICLEAN）に関して、株式会社 True Data の提供する消費者の購買情報データベース Eagle Eye によれば、粉末洗剤市場における当社の市場シェアは65%であり、粉末洗剤市場におけるシェアが1位となっておりますが、オキシクリーン（OXICLEAN）の類似商品による影響も大きくなっております。他方、当社の取扱い商品であるWF（ウィズフェム）（注3）は他社製品の例からも成長余地があり、また、FM（フットメジ）（注4）に関してはフットケア市場が小さいため、ユーザー層を拡げ、市場規模全体を大きくしていく必要があると認識しております。

（注3）「WF（ウィズフェム）」とは、女性特有の健康の問題に寄り添うことを目的として製品化した製品のことをいい、下腹部を温める温熱パッド、ナチュラルハーブ配合のサプリメント及び入浴料を展開しております。

（注4）「FM（フットメジ）」とは、足の裏の汚れ、角質を落とすことを目的として製品化した製品のことをいい、足用固形石けん、足用液体せっけん及び足用ブラシを展開しております。

上記の課題に対して、当社は、協議及び検討を行った結果、以下の点において、本取引は当社の企業価値向上に資するとの結論に至りました。

C&D は、当社と本取引に関する協議を開始した当初から一貫して、当社に対して、本取引と本独占販売契約は別案件であることを明確にしており、本取引に関する協議と並行して本独占販売契約の更新や条件について議論することは行っていないものの、当社の主力商品であるオキシクリーン（OXICLEAN）ブランドの製品の仕入において、C&D のグループ会社になることで、本独占販売契約の更新のリスクが解消され、事業継続の安定性が大幅に改善されると考えております。また、本取引を通じてC&D のグループ会社になることにより、OEM 先との直接的な交渉が可能となり、オキシクリーン（OXICLEAN）のクオリティー向上の可能性も期待できます。そして、C&D の本社とより密接かつ円滑にコミュニケーションを取ることが可能となり、2024年3月6日に販売開始された液体型オキシクリーン（オキシクリーンパワーリキッド）のように日本市場に特化した新商品の開発が容易になり、消費者のニーズにより充実して応えられるだけでなく、当社の今後の成長可能性の拡大など、当社の中核事業であるオキシクリーン（OXICLEAN）において本取引により期待できるシナジーが大きいと判断しました。オキシクリーン（OXICLEAN）以外の当社自社商品においても、C&D のブランドやグローバル流通網等のリソースの利用が可能になることで海外展開への機会を得られると考えております。

また、財務面に関しては、オキシクリーン（OXICLEAN）の仕入に係る為替リスクをC&D のファイナンス部門の施策により軽減可能になり、当社の財務面でのリスクをコントロール可能にし、財務面の柔軟性が現状よりも向上することが期待できます。

さらに、人材採用の側面においても、C&D グループのグローバルでの信用力・ブランド力が、優秀な人材の獲得に資することになると考えております。また、本取引実現後の当社の従業員はC&D グループ内の人材育成に係るリソースを利用可能となり、人的資源としての価値向上も期待できることやC&D グループが有するグローバルな役職員のネットワークの恩恵を享受することになると考えております。加えて、公開買付者の親会社であるC&D はニューヨーク証券取引所に上場されている巨大企業であり、高い水準のコーポレートガバナンス体制を持っていることから当社のガバナンスの強化にも繋がると考えております。

なお、当社株式の非公開化により、当社は、資本市場からエクイティ・ファイナンスによる資金調達

を行うことができなくなり、また、上場会社であることに伴う社会的な信用の向上といったこれまで上場会社として享受してきたメリットを喪失することになります。しかしながら、基本的には今後の事業を営むことに当たって借入以外で資金調達を必要としない当社の現在の財務状況及び昨今の間接金融における低金利環境等を考慮すると、当面の間、エクイティ・ファイナンスの必要性は高くはなく、公開買付者の親会社であるC&Dからの財務的なサポートを考慮すると非公開化によりエクイティ・ファイナンスによる資金調達機会を喪失するということは本取引によるシナジーより小さいと判断しました。また、当社における人材採用面で重要となる当社の知名度・ブランド力や社会的な信用は事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きく、必ずしも非上場化することでブランド力等を失うわけではないこと、また上記のとおり、本取引の実行後はC&Dの知名度・ブランド力や社会的な信用を人材採用で活用できると考えることから、今後も継続して当社株式の上場を維持する必要性は限定的であると考えております。

また、当社は、以下の点から、本公開買付価格である1株当たり3,800円は当社の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断しました。

- (ア) 本公開買付価格が、当社において、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、公開買付者との間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であること
- (イ) 本公開買付価格が、下記「(3) 算定に関する事項」の「② 当社株式に係る算定の概要」に記載のSBI証券による当社株式の価値算定結果のうち、市場株価法に基づくレンジの上限値を超え、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づくレンジに収まる水準となっていること
- (ウ) 本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）は30営業日と法令上の最短期間である20営業日よりも長期の期間が設定される予定であること、公開買付け予定の公表から実際の公開買付け開始までの期間が長期にわたるため、少数株主の本公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及び公開買付け以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は確保されていること
- (エ) 本取引において、本スクイーズアウト手続の際に株主に対価として交付される金銭は、本公開買付価格に本公開買付けに応募されなかった当社の各株主の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定される予定であることから、少数株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮されていること
- (オ) 本公開買付価格その他本公開買付けの条件は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、本取引の条件（本取引の実施方法や対価の種類等の妥当性を含む。）の妥当性が確保されていることが認められると判断されていること

また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額との差額に、当該各本新株予約権1個の目的となる当社株式の数を乗じた金額とされることが予定されており、上記のとおり、本公開買付価格はその価格の妥当性が否定される水準ではないと評価できるものと考えられるところ、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と各本新株予約権の行使価額との差額により算定されていることから、本新株予約権買付価格についてもその価格の妥当性が否定される水準ではないと判断しました。

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格等を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、本日開催の取締役会において現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。また、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、本特別委員会が当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しております。なお、上記の取締役会においては、当社の取締役のうち、長谷川氏は当社の筆頭株主であり、公開買付者と本応募契約を締結していることから、利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除し、本取引の公正性を担保する観点から、本取引の検討に関する審議及び決議に一切参加しておらず、また、当社の立場において、本取引に関して、公開買付者との協議及び交渉に一切関与しておりません。上記取締役会決議の詳細は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

#### ④ 本公開買付け後の経営方針

C&D は、本公開買付けが成立した場合、本取引実施後の経営方針については、当社と十分に議論の上、その意向を尊重することを基本方針としながらも、当社がこれまで築き上げてきた事業基盤を活かしつつ、C&D が有する経営資源により、中長期的な視点に基づく積極的な経営資源の投入を行うことで、当社の更なる企業価値向上を目指すことを想定しているとのことです。

また、C&D は、C&D が指名する者複数名を当社の役員に就任させることを想定しておりますが、現時点で決定している事項はなく、本公開買付け成立後、当社との間で協議・検討の上、方針を決定する予定とのことです。なお、当社の取締役のうち、長谷川氏は、本公開買付け成立後に当社の取締役を辞任し、当社のアドバイザーに就任する予定とのことです。その具体的な条件等は C&D と長谷川氏で今後協議予定とのことです。C&D は、第 1 回意向表明書において、当社の日常業務に従事する従業員にも、本公開買付け成立後も、引き続き当社の事業の発展に尽力いただきたいと考えており、本公開買付け成立後 1 年間、当社の従業員（派遣社員及びパートタイマーを除きます。）の雇用を維持する意向を確認しているとのことです。

### (3) 算定に関する事項

#### ① 算定機関の名称並びに当社、C&D、長谷川氏及び公開買付者との関係

当社は、公開買付者、C&D、長谷川氏及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である SBI 証券に対して、当社の株式価値の算定を依頼しました。なお、SBI 証券は、公開買付者、C&D、長谷川氏及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本特別委員会は、第 2 回特別委員会において、SBI 証券の独立性及び専門性に問題がないことから、当社の第三者算定機関として承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることに異議がないことを確認しております。なお、当社は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置（具体的な内容については、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」をご参照ください。）を踏まえると、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、SBI 証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、本取引に係る SBI 証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案



の上、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないとの判断から、上記の報酬体系により SBI 証券を当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

## ② 当社株式に係る算定の概要

SBI 証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するために DCF 法を用いて当社株式の株式価値を算定しております。

SBI 証券が上記の手法に基づき算定した当社株式の 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	: 2,434 円から 2,936 円
類似会社比較法	: 2,119 円から 2,627 円
DCF 法	: 3,693 円から 4,423 円

市場株価法では、本公開買付けの公表日の前営業日である 2024 年 3 月 27 日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日終値 2,764 円、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 2,936 円、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,651 円及び同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,434 円を基に、当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 2,434 円から 2,936 円と算定しております。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価及び収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を算定し、当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 2,119 円から 2,627 円と算定しております。

DCF 法では、当社が作成した本事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が 2024 年 6 月期第 3 四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率（加重平均資本コスト）で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 3,693 円から 4,423 円と算定しております。

SBI 証券が DCF 法による算定に用いた当社作成の本事業計画においては、対前年度比較で大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025 年 6 月期において、オキシクリーン (OXICLEAN) や自社商品の販売戦略強化や物流費の見直しによるコスト抑制により、営業利益は 473 百万円 (前期比プラス 42.4%) が見込まれております。また、オキシクリーン (OXICLEAN) 及び自社商品の販売増加に対応するため、先行的に棚卸資産を確保する必要があることから 2025 年 6 月期において 40 百万円 (前期比マイナス 87.6%)、2026 年 6 月期において 121 百万円 (前期比プラス 202.5%)、2027 年 6 月期において 191 百万円 (前期比プラス 57.9%) のフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれております。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、財務予測には加味しておりません。

## ③ 本新株予約権に係る算定の概要

本新株予約権は、本新株予約権買付価格が、本公開買付価格である 3,800 円と各本新株予約権の当社株式 1 株当たりの行使価額との差額に当該各本新株予約権 1 個の目的となる当社株式の数を乗じた金額と決定されていることから、当社は、本新株予約権買付価格について第三者算定機関から算定書又は意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

なお、本新株予約権はいずれも、譲渡による取得については当社取締役会の承認を要するものとされておりますが、当社は、本日開催の取締役会において、本新株予約権者の皆様が、その所有す

る本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者から本公開買付けに応募のあった本新株予約権に限り、本公開買付けの成立を条件として、包括的に承認することを決議しております。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、公開買付者より、本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しているとのことです。

##### ① 株式等売渡請求

本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に定める特別支配株主となる場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第179条に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。以下「売渡株主」といいます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）するとともに、併せて、本新株予約権者（公開買付者を除きます。以下「売渡新株予約権者」といいます。）の全員に対し、その所有する本新株予約権の全てを売り渡すこと（以下「新株予約権売渡請求」といい、株式売渡請求と併せて「株式等売渡請求」といいます。）を請求する予定とのことです。株式売渡請求においては、当社株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であり、新株予約権売渡請求においては、各新株予約権1個当たりの対価として各本新株予約権買付価格と同額の金銭を売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定とのことです。この場合、公開買付者は、その旨を当社に通知し、当社に対して株式等売渡請求の承認を求めるとのことです。当社が取締役会の決議により当該株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主及び売渡新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、当該株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主全員からその所有する当社株式の全部を取得し、売渡新株予約権者全員からその所有する本新株予約権の全てを取得するとのことです。なお、当社は、公開買付者より株式等売渡請求がなされた場合には、取締役会にてかかる株式等売渡請求を承認する予定です。株式等売渡請求がなされた場合については、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主及び売渡新株予約権者は、裁判所に対して、その所有する当社株式又は本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができるとのことです。

##### ② 株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、株式併合を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなるとのことです。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当社の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになるとのことです。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一と

なるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する予定とのことです。また、株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者のみが当社の発行済株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定とのことです。

株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）は、当社に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合において、本公開買付けにおいて、本新株予約権の全部を取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、当社に対して、本新株予約権の取得その他本取引の実行に必要な合理的な手続を実施することを要請し、又は実施する予定ですが、本日現在においてその詳細は未定とのことです。なお、当社は、当該要請を受けた場合には、これに協力する意向です。上記①及び②の各手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があるとのことです。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該当社の株主に交付される金銭の額については、本公開買付けに当該当社の株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。また、本公開買付けに応募されなかった本新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けにおける本新株予約権価格に当該本新株予約権者が所有していた当社の当該本新株予約権の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。もっとも、株式等売渡請求に関する売買価格の決定の申立て又は株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、当社株式及び本新株予約権の売買価格又は株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することになるとのことです。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定とのことです。

なお、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取り扱いについては、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイーズアウト手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止になります。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

#### (6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置

本日現在、当社は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。また、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）取引にも該当しません。もっとも、公開買付者は、長谷川氏との間で長谷川氏の所有する当社株式の全てを本公開買付けに応

募することを内容とする応募契約を締結する意向があったこと及び本公開買付けの成立後においても長谷川氏が当社のアドバイザーに就任予定であることから、長谷川氏と当社の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性もあることを踏まえ、公開買付者及び当社は、本公開買付価格の公正性を担保し利益相反を回避すべく、以下の措置を講じております。また、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。なお、本応募契約の詳細については、下記「4. 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、2023年6月22日に開催された取締役会における決議により、本特別委員会を設置いたしました。当社は、本特別委員会の委員の候補者が、公開買付者、C&D、長谷川氏及び当社からの独立性を有すること、並びに本取引の成否に関して一般株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、本特別委員会の委員の候補者と協議し、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を得て、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成すべく、中尾田隆氏（当社の独立社外取締役（監査等委員）、弁護士）、池田良介氏（当社の独立社外取締役）、前川研吾氏（当社の独立社外取締役（監査等委員）、公認会計士）及び川渕純治氏（当社の独立社外取締役（監査等委員）、公認会計士）の4名を本特別委員会の委員の候補として選定いたしました。

その上で、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2023年6月22日開催の取締役会における決議により本特別委員会を設置するとともに、2023年7月19日に本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問いたしました。

また、当社取締役会は、本特別委員会への諮問にあたり、(a)本取引に関する当社取締役会の意思決定は本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、当社取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しないものとする、(b)本取引に係る調査（本取引に係る当社の役員若しくは従業員又は本取引に係る当社のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明を求めることを含む。）を行うことができる権限を付与すること、(c)当社に対し、(i)本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を買収候補者に伝達すること、及び(ii)本特別委員会自ら買収候補者（本取引に関与するその役職員及び本取引に係るそのアドバイザーを含む。）と協議する機会の設定を要望することができる権限を付与すること（なお、本特別委員会よりかかる要望を受領した場合には、当社は本特別委員会の要望を実現するよう最大限努力するものとする。）、(d)当社が選任したアドバイザーの独立性に問題があると判断した場合、当社が選任したアドバイザーを承認しないことができる権限を付与すること（そのような場合、当社は本特別委員会の意向を最大限尊重しなければならないものとする。）、(e)当社の費用で、本特別委員会独自のアドバイザーを選任できる権限を付与すること等を決議しております。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定の月額報酬を支払うものとしております。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2023年9月7日から2024年3月27日までの間に合計15回、約19時間にわたって開催され、委員会にて、また、委員会の期日間では随時電子メールにて、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。

具体的には、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSBI証券並びに当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、公開買付者、C&D、長谷川氏及び当社の関連当事者には該当しないこと、及び本公開買付けを

含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、その他本取引における独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認しております。

さらに、本特別委員会は、下記「④ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり当社が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。その上で、本特別委員会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。また、本特別委員会は、当社が作成した本事業計画について、当社からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認しております。

本特別委員会は、当社から、本取引の目的や意義、当社事業に対する影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施し、公開買付者に対して質問事項を提示し、公開買付者から、本取引の目的及び背景、本取引後の経営方針等についてインタビュー形式により質疑応答を実施しております。

加えて、上記「(3) 算定に関する事項」の「① 算定機関の名称並びに当社、C&D、長谷川氏及び公開買付者との関係」に記載のとおり、SBI 証券は、本事業計画を前提として当社株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、SBI 証券から、当社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。

また、本特別委員会は、当社の公開買付者及びC&Dとの交渉について、随時、当社及びSBI証券から報告を受け、審議・検討を行い、当社の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べました。具体的には、本特別委員会は、C&Dからの本公開買付価格等に関する提案を受領次第、それぞれについて報告を受け、SBI証券から対応方針及び公開買付者との交渉方針等についての分析・意見を聴取した上で、検討を行いました。その上で、本特別委員会は当社に対し、これらのいずれに際しても、公開買付者に対して、本公開買付価格の再検討を要請することとしたいとの当社の意向について異議がない旨の意見を述べるとともに、当社としての本取引の意義・目的を達するために公開買付者との間で協議すべき事項について意見を述べる等、当社と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程の全般において関与いたしました。その結果、当社は、2024年3月25日、公開買付者から、本公開買付価格を1株当たり3,800円とすることを含む提案を受け、結果として、合計4回の提案を受け、最初の価格提案から16.92%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）の価格の引き上げを受けるに至っております。

さらに、本特別委員会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、複数回、当社が公表又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、適切な情報開示がなされる予定であることを確認しております。

### (iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に検討・協議を重ねた結果、2024年3月27日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

#### (a) 答申内容

1. 本取引の目的は合理性を有する（本取引が当社の企業価値向上に資する）ものと認められる。
2. 本取引の取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の種類等の妥当性を含む。）が確保されているものと認められる。
3. 本取引の手続の公正性が確保されているものと認められる。
4. 上記1から3を踏まえて、現時点において、当社取締役会が本公開買付けに賛同し、当社の株主及び本新株予約権者に本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことは

相当であり、当社取締役会が本取引の実施（本取引において公開買付けが実施される場合、当該公開買付けに係る意見表明を行うことを含む。）を決定することが当社の少数株主に不利益でないと認められる。

(b) 答申理由

1. 本諮問事項（ア）（本取引の目的は合理性を有するか（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。））に対する答申

以下の点に鑑みると、本取引によるシナジーによって当社の企業価値の向上が見込まれるという判断は合理的なものであり、また、本取引による当社の企業価値向上に対する重大な支障となる事情は認められないため、本取引の目的は合理性を有するものと認められる。

(1) 当社における事業環境及び経営課題の認識

- ・ 当社によれば、新型コロナウイルスは当社を取り巻く事業環境に大きな変化を与えており、インバウンド需要の減少により健康食品の需要が低下した一方で、オキシクリーン（OXICLEAN）の需要が増加したことにより、当社のリソースがオキシクリーン（OXICLEAN）事業に集中する等当社の事業ポートフォリオの偏重が大きくなったとのことである。すなわち、C&D との本独占販売契約に基づき販売を行っているオキシクリーン（OXICLEAN）ブランドの製品の売上が 2023 年 6 月期における当社の全売上高に占める割合が 80%超となっており、C&D との本独占販売契約が当社の事業継続に大きな影響を及ぼしており、当社は偏重解消に向けて当社独自商品の販売拡大や新商品投下等の取り組みを行う必要性を認識しているとのことである。また、現在オキシクリーン（OXICLEAN）の本独占販売契約では OEM 先と直接の交渉が認められていないとのことである。
- ・ 現状、オキシクリーン（OXICLEAN）に関して、株式会社 True Data の提供する消費者の購買情報データベース Eagle Eye によれば、粉末洗剤市場における当社の市場シェアは 65%であり、粉末洗剤市場におけるシェアが 1 位となっているが、オキシクリーン（OXICLEAN）の類似商品による影響も大きくなっているとのことである。他方、当社の取扱い商品である WF（ウィズフェム）は他社製品の例からも成長余地があり、また、FM（フットメジ）に関してはフットケア市場が小さいため、ユーザー層を拡げ、市場規模全体を大きくしていく必要があると認識しているとのことである。
- ・ 財務面に関しては、原料高による原価率上昇と為替相場も当社の利益に大きな影響を与えるようになり、コスト削減が課題となっているとのことである。また、人材採用や育成について、当社の成長可能性を見据えて更なる強化を行う必要があると認識しているとのことである。

(2) 本取引により想定されるシナジー等

ア 当社が想定するシナジー

- ・ 当社によれば、当社の主力商品であるオキシクリーン（OXICLEAN）ブランドの製品の仕入において、C&D のグループ会社になることで、本独占販売契約の更新のリスクが解消され、事業継続の安定性が大幅に改善されるとのことである。また、本取引を通じて C&D のグループ会社になることにより、OEM 先との直接的な交渉が可能となり、オキシクリーン（OXICLEAN）のクオリティ向上の可能性も期待できるとのことである。そして、C&D の本社とより密接かつ円滑にコミュニケーションを取ることが可能となり、2024 年 3 月 6 日に販売開始された液体型オキシクリーン（オキシクリーンパワーリキッド）のように日本市場に特化した新商品の開発が容易になり、消費者のニーズにより充実して応えられるだけでなく、当社の今後の成長可能性の拡大など、当社の中核事業であるオキシクリーン（OXICLEAN）において本取引により期待できるシナジーが大きいとのことである。オキシクリーン（OXICLEAN）以外の当社自社商品においても、C&D のブランドやグローバル流通網等のリソースの利用が可能になることで海外展開への機会を得られるとのことである。また、財務面に関しては、オキシクリーン（OXICLEAN）の仕入に係る為替リスクを C&D

のファイナンス部門の施策により軽減可能になり、当社の財務面でのリスクをコントロール可能にし、財務面の柔軟性が現状よりも向上すると期待できるとのことである。さらに、人材採用の側面においても、C&D グループのグローバルでの信用力・ブランド力が、優秀な人材の獲得に資することになると考えているとのことである。また、本取引実現後の当社の従業員はC&D グループ内の人材育成に係るリソースを利用可能となり、人的資源としての価値向上も期待できることやC&D グループが有するグローバルな役職員のネットワークの恩恵を享受することになるとのことである。加えて、公開買付者の親会社である C&D はニューヨーク証券取引所に上場されている巨大企業であり、高い水準のコーポレートガバナンス体制を持っていることから当社のガバナンスの強化にも繋がるとのことである。

- ・ 上記の当社より説明を受けたシナジーの内容に不合理な点は見当たらず、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるという当社の判断は合理的なものであると考えることができる。

#### イ C&D が想定するシナジー

- ・ C&D によれば、本取引は(i)日本におけるC&Dのブランド・ポートフォリオの拡大、(ii)当社の成長を促進させるリソース及び機能の活用並びに(iii)上場維持に関するリソースの削減というメリットをもたらすと考えているとのことである。また、当社によれば、当社としても、本取引により、上記シナジーの創出を見込むことができるとのことである。
- ・ 上記の想定されるシナジーの内容は、相互に矛盾する点や明らかに客観的事実に反している点は見当たらず、合理的なものであると考えられる。

#### (3) 本取引により想定されるデメリット

- ・ 当社によれば、当社株式の非公開化により、当社は、資本市場からエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社であることに伴う社会的な信用の向上といったこれまで上場会社として享受してきたメリットを喪失することになるとのことである。しかしながら、基本的には今後の事業を営むことに当たって借入以外で資金調達を必要としない当社の現在の財務状況及び昨今の間接金融における低金利環境等を考慮すると、当面の間、エクイティ・ファイナンスの必要性は高くはなく、公開買付者の親会社であるC&Dからの財務的なサポートを考慮すると非公開化によりエクイティ・ファイナンスによる資金調達機会を喪失するということは本取引によるシナジーより小さいとのことである。また、当社における人材採用面で重要となる当社の知名度・ブランド力や社会的な信用は事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きく、必ずしも非上場化することでブランド力等を失うわけではないこと、また上記のとおり、本取引の実行後はC&Dの知名度・ブランド力や社会的な信用を人材採用で活用できると考えることから、今後も継続して当社株式の上場を維持する必要性は限定的であると考えているとのことである。
- ・ このような上場廃止に伴うデメリットは限定であり、本取引により創出されることが見込まれるシナジーの方が大きいという当社の判断については特段不合理な点はないものと考えられる。

#### 2. 本諮問事項(イ)(本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。)が確保されているか)に対する答申

以下の点により、本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。)が確保されているものと認められる。

- ・ 当社において、本取引の条件、本公開買付価格等の公正性・妥当性を確保するために、その検討及び判断に際して、当社株式の株式価値の算定のための独立の第三者算定機関を選任し、当該第三者算定機関から株式価値算定書を取得した上で、当該株式価値算定書を参考としていること
- ・ 当該第三者算定機関作成の株式価値算定書の結論に至る計算過程について、その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられること

- ・ 上記算定の内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられること、また当該算定の前提となっている当社の事業計画の内容に関する当社及び第三者算定機関から本特別委員会に対する説明を踏まえ、本特別委員会においても、当社の事業計画の作成経緯及び当社の現状を把握した上で、それらに照らし不合理な点がないかという観点から事業計画の合理性を確認しており、結論として当該事業計画に不合理な点は見当たらないこと
  - ・ これらを踏まえ、当該第三者算定機関作成の株式価値算定書について、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられること
  - ・ また、当該株式価値算定書を基礎として当社においても本取引の必要性及びメリット、当社の今後の事業への影響といった事情等を全般的に考慮した上で、本公開買付価格等の検討等を行ってきたといえること
  - ・ 当社において、経験豊富なファイナンシャル・アドバイザー（兼第三者算定機関）を起用し、本公開買付価格等を含む本取引全般の条件交渉を実施したといえること
  - ・ 当社において第三者算定機関から取得した株式価値算定書を前提に、当社と公開買付者との間で合意された本公開買付価格は、DCF 法による算定との関係では算定レンジの範囲内の価格となっており、他の方法による算定との関係では算定結果を超えていること
  - ・ 本公開買付価格は、2024年3月27日（以下、本段落において「直前日」という。）までの東京証券取引所における当社株式の終値に対して、直前日の終値で37.48%、直前日の過去1カ月の平均終値で29.43%、直前日の過去3カ月の平均終値で43.34%、直前日の過去6カ月の平均終値で56.12%のプレミアムを加えた金額となっている。過去の類似事例（具体的には、M&A 指針の公表後である2019年7月以降に公表され、2024年2月29日までに成立した、公開買付者が対象者との資本関係がなく、対象者を完全子会社化する事例）におけるプレミアムの実例を踏まえると、本公開買付価格に付されたプレミアムは特段異なる水準を提示しているものとは考えられず、十分に合理的水準であると推定されること
  - ・ 本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額との差額に、当該各本新株予約権1個の目的となる当社株式の数に乗じた金額とされることが予定されている。上記のとおり、本公開買付価格はその価格の妥当性が否定される水準ではないと評価できるものと考えられるところ、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と各本新株予約権の行使価額との差額により算定されていることから、本新株予約権買付価格についてもその価格の妥当性が否定される水準ではないと評価できること
  - ・ これらの当社における対応は、本公開買付けを含む本取引の条件とりわけ本公開買付けの対価である本公開買付価格等の公正性・妥当性を確保し、またこれらに関する当社の判断及び意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性を有するものと考えられること
  - ・ さらに、当社からの説明によれば、本スクイーズアウト手続の条件に関しても、今後特段の事情が無い限り、本公開買付価格等と同一の価格を基準として算定、決定する予定であること
  - ・ この点、本スクイーズアウト手続は、本公開買付けの後、本公開買付けに続く手続として行われることが予定されているもの（いわゆる二段階買収としての手続）であり、時間的に近接した両手続における取引条件が同一のものとなるようにすることは合理的と考えられること
3. 本諮問事項（ウ）（本取引の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）が確保されているか）に対する答申
- 以下の点により、本取引の手続の公正性が確保されているものと認められる。
- ・ 当社は本取引への対応を検討するに当たり、当社における検討及び意思決定の過程に対する長谷川氏、公開買付者及びC&Dの影響を排除するべく、当社、長谷川氏、公開買付者及びC&Dのいずれからも独立した本特別委員会を設置していること
  - ・ 本特別委員会の委員は、社外取締役1名及び社外取締役（監査等委員）3名の全4名で構成



されていること

- さらに当該社外取締役（監査等委員）が本特別委員会委員の互選により同委員会の委員長に選定されていること
- 当社は、本取引に関する法的助言（いわゆる公正性担保措置及び利益相反回避措置に係る助言を含む。）を得るべく、当社、長谷川氏、公開買付者及びC&Dのいずれからも独立した法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任していること、またアンダーソン・毛利・友常法律事務所の上記独立性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認していること
- 当社は、本取引への対応を検討するに当たり、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格等の公正性を確保すべく、当社株式に係る株式価値の算定を、当社、長谷川氏、公開買付者及びC&Dのいずれからも独立した第三者算定機関であるSBI証券へ依頼した上で、同社作成の株式価値算定書を取得していること、またSBI証券の上記独立性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認していること
- 当社は、公開買付者の連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、C&Dとの本独占販売契約に基づき販売を行っているオキシクリーン（OXICLEAN）ブランドの製品の売上が2023年6月期における当社の全売上高に占める割合が80%超となっており当社の主力製品となっていることから、公開買付者の親会社であるC&Dとの契約が当社の事業継続に大きな影響を及ぼすこと、当社の代表取締役社長である長谷川氏は当社の筆頭株主であり、最終的に公開買付者との間で応募契約を締結する可能性があり、長谷川氏と当社の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性もあること等を考慮し、本取引に関する当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する必要がある旨を認識して、公開買付者、C&D及び長谷川氏から独立した立場で、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断を行う体制（本公開買付けの検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を当社の社内に構築しており、上記独立性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認していること
- 当社と公開買付者との間の協議及び交渉の方針に関して、当社及び当社のファイナンシャル・アドバイザーでもあるSBI証券から本特別委員会に対して交渉方針等の説明が行われた上で、本特別委員会において確認された当該交渉方針の下に公開買付者との交渉が進められたこと
- 当社と公開買付者との間の協議及び交渉の具体的な状況についても、適時に本特別委員会への報告が行われてきており、かつ特に本公開買付価格等に関する交渉の重要な局面においては、当該報告の内容を踏まえ本特別委員会から当社及び当社のファイナンシャル・アドバイザーに対して意見を述べるとともに、必要と考えられる交渉の要請等を行うなど、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格等の交渉過程に本特別委員会が実質的に関与可能な体制が確保されていること
- その上で、条件の妥当性及び公正性並びに現実性といった事情について、当社において全般的な検証を重ねた上で、公開買付者との複数回に及ぶ協議を経て本公開買付価格等に関して、今般取締役会決議が予定されている価格についての最終的な調整が進められたこと
- その後、最終的に当社及び公開買付者間で本公開買付価格等を含む本取引の条件について合意するに至り、当社において、当該合意された価格をもって、取締役会で決議を予定している本公開買付価格等となったこと
- さらに、いわゆる二段階買収としての本スクイーズアウト手続に関する事項についても、早期かつ詳細な開示及び説明が行われる予定であり、当社株主の適切な判断機会の確保に努めているといえること、その他公開買付者及び当社が作成し開示する予定の各開示書類において、当社株主及び本新株予約権者が本公開買付けを含む本取引の各条件の妥当性等を判断するために必要かつ相当と考えられる情報が開示される予定となっていること

- ・ 利害関係を有する可能性のある当社取締役について、当社における本取引の検討に加わっておらず、今後開催される本取引に関する取締役会の審議及び決議にも参加しない予定であることなど、意思決定過程における恣意性の排除に努めているといえること
  - ・ 公開買付期間は30営業日と法令上の最短期間である20営業日よりも長期の期間が設定される予定であること、また当社は公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するようないわゆる取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者と接触することを制限するような内容の合意を行っていないこと等から、いわゆる消極的なマーケット・チェックの観点において特段不合理な状況には無いものと考えられること。なお、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェックに関しては、情報管理の観点等から実務上その実施は必ずしも容易とは言えず、従って本取引においてもそのような対応が行われていないことのみをもって、マーケット・チェックの点で不合理な状況が生じるものでは無いと考えられること
  - ・ 本取引においては、当社株式の非公開化のために、いわゆる二段階買収としての本スクイーズアウト手続が予定されている（現状、株式等売渡請求又は株式併合の手続によることが予定されている）。この点、株式等売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、裁判所に対して売買価格決定の申立てができる旨が定められている。また、株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、所定の条件のもと、当社の株主は、当社に対し、自己の所有する普通株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められている。かかる申立てが行われた場合の価格の決定は、最終的には裁判所が判断することとなり、当社の少数株主においては、これらの手続を通じて経済的な利益の確保を図ることが可能とされていること。なお、本新株予約権者においても、株式等売渡請求を行う際には裁判所に対する新株予約権の売渡価格の決定の申立てが可能であり、株式併合を行う際には、公開買付者は当社に本新株予約権の取得その他本取引の実行に必要な合理的な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定していること。
  - ・ 以上のとおり、本取引の条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じた当社株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること
4. 本諮問事項（エ）（上記（ア）から（ウ）を踏まえ、取締役会が本取引の実施（本取引において公開買付けが実施される場合、当該公開買付けに係る意見表明の内容を含む。）を決定することが当社の少数株主に不利益でないと考えられるか）に対する答申
- 以下の点により、上記1から3を踏まえて、現時点において、当社取締役会が本公開買付けに賛同し、当社の株主及び本新株予約権者に本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことは相当であり、当社取締役会が本取引の実施（本取引において公開買付けが実施される場合、当該公開買付けに係る意見表明を行うことを含む。）を決定することが当社の少数株主に不利益でないと認められる。
- ・ 1. 本取引の目的が合理的と認められる（本取引が当社の企業価値向上に資する）ものと考えられること、2. 本取引に係る手続の公正性が確保されているものと考えられること、3. 本取引の手続の公正性が確保されているものと考えられることからすると、現時点において、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことは相当であり、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、これに反する事情は現時点において特段見当たらず、従って本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられること

② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、公開買付者、C&D、長谷川氏及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、公開買付者、C&D、長谷川氏及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。本特別委員会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社のリーガル・アドバイザーとして承認しております。また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

③ 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

上記「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、当社は、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会における意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者、C&D、長谷川氏及び当社から独立した第三者算定機関として SBI 証券に当社株式の株式価値の算定を依頼し、2024 年 3 月 27 日付で当社株式価値算定書を取得しております。なお、SBI 証券は、公開買付者、C&D、長谷川氏及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、本特別委員会は、第 2 回特別委員会において、SBI 証券の独立性及び専門性に問題がないことから、当社の第三者算定機関として承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることに異議がないことを確認しております。

当社株式価値算定書の概要につきましては、上記「(3) 算定に関する事項」をご参照下さい。

④ 当社における独立した検討体制の構築

上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、公開買付者、C&D 及び長谷川氏から独立した立場で、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断を行う体制（本公開買付けの検討、交渉及び判断に関する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を当社の社内に構築しました。具体的には、当社は、2023 年 6 月 22 日、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、長谷川氏について、当社と公開買付者との間の本公開買付け価格等を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程、検討及び判断に関与させないこととしており、かかる取扱いを継続しております。また、2023 年 9 月 7 日に開催された第 1 回特別委員会において、本特別委員会により、かかる検討体制につき独立性及び公正性の観点から問題がないことについて承認を受けております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

当社は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意事項についての法的助言、当社株式価値算定書の内容、本特別委員会から入手した本答申書等を踏まえ、公開買付者による本公開買付けに関する諸条件の内容について慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本日開催の当社取締役会において、取締役 8 名のうち審議及び決議に参加した 7 名の取締役の全員一致で、本公開買付けに対して、現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様から本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記のとおり、公開買付者によれば、本日現在、銀行との協議等を踏まえ、2024 年 4 月下旬を目処に本公開買付けの開始を目指しているとのことですが、銀行口座の開設の時期を正確に予想することは困難であるとのことですが。

このような事情を踏まえ、当社は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、当社が設置した本特別委員会に対して、本答申書の意見に変更がないか否か検討し、当社取締役会に対し、意

見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しております。

なお、上記の取締役会においては、当社の取締役のうち、長谷川氏は当社の筆頭株主であり、公開買付者と本応募契約を締結していることから、利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除し、本取引の公正性を担保する観点から、本取引の検討に関する審議及び決議に一切参加しておらず、また、当社の立場において、本取引に関して、公開買付者との協議及び交渉に一切関与しておりません。

#### ⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、これと比較して長期間である30営業日としております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間と比較して長期に設定することにより、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

#### 4. 本公開買付けに関する重要な合意

公開買付者は、2024年3月28日付で、長谷川氏との間で、長谷川氏が所有する当社株式（390,900株、所有割合：39.06%）の全て（長谷川氏が所有する当社株式の全てを指して、以下「応募対象株式」といいます。）を本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結しており、応募対象株式の全てについて、本公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しない旨を合意しているとのことです。その他本応募契約において、公開買付者と長谷川氏は、以下の内容を合意しているとのことです。

① 長谷川氏は、本応募契約の締結日後、決済の開始日までの間、応募対象株式等の譲渡、担保設定その他の処分、代理権その他委任状による権限授与、先買権、優先交渉権の付与、その他本取引と実質的に抵触し又は本取引の実行を困難にする取引若しくは取決め（以下「抵触取引」といいます。）及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わず、抵触取引の実行に加担する一切の行為を行わず、第三者から抵触取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知すること。また、長谷川氏は、本応募契約締結日以降、市場取引による買増しその他方法及び理由の如何を問わず、当社の株式を取得してはならないこと。

② 長谷川氏は、本応募契約締結日から決済の開始日までの間に開催される当社の株主総会において議決権を行使できる場合において、(i) 抵触取引に関する議案、(ii) 剰余金の配当その他の処分に関する議案、並びに(iii) 可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるとき（株主提案による場合も含む。）は、応募対象株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使すること。

③ 長谷川氏は、本公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、決済の開始日以前の日を権利行使の基準日として決済の開始日後に対象者の株主総会が開催されるときには、当該株主総会における本公開買付けにより買い付けられた応募対象株式に係る議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、(i) 公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は(ii) 公開買付者の指示に従って議決権を行使すること。また、長谷川氏は、上記(i)の場合、公開買付者が合理的に指定する日までに、かかる包括的な代理権を授与する旨の委任状に記名押印し、かかる委任状を公開買付者に交付し、かつ、長谷川氏はかかる代理権の授与をいかなる場合であっても撤回しないものとし、上記(ii)の場合、当該株主総会等における当該応募対象株式に係る議決権その他の一切の権利行使を、公開買付者の指示に従って行うものとし、かかる権利行使に公開買付者の意思が適切に反映される

ために必要な措置を執ること。

④ 長谷川氏は、本契約締結日以降、当社の代表取締役社長の地位を維持するものとし、本公開買付けが成立した場合には、別途公開買付者が要請する時期に、当社に対して、当社の取締役及び代表取締役を辞任する旨の辞任届を提出すること。

⑤ 本契約締結日以降、公開買付者が当社の全株式につき当社の株主名簿上唯一の株主となる日までの間、長谷川氏は、(i)当社をして、本応募契約に明示的に定める事項及び公開買付者が事前に書面により同意した事項を除き、当社をして従前の慣行に従った通常の業務の範囲内において業務を行わせるよう、当社の代表取締役及び株主として合理的に可能な範囲で努力するとともに、(ii)当社をして公開買付者の事前の書面による承諾なくして当社に運営に関して一定の行為を行わせないよう、当社の代表取締役及び株主として合理的に可能な範囲で努力すること。

⑥ 長谷川氏は、当社の代表取締役及び株主として、自ら又は当社をして、(i)本契約締結日後、決済の開始日までの間、本公開買付けの開始及び成立その他本公開買付けの遂行に必要な協力をし又は協力させ、また、(ii)決済の開始日以降、本スクイーズアウト手続（当社の臨時株主総会の開催を含む。）の実施に協力し又は協力させること。

⑦ 長谷川氏は、本公開買付けの成立後、上記④に従った長谷川氏による当社の取締役及び代表取締役からの辞任と同日付で、当社及び公開買付者との間で、当該日から3年間を超えない範囲で別途公開買付者及び長谷川氏が合意する期間、当社のアドバイザーに就任することを内容とする、公開買付者及び長谷川氏が合理的に満足する様式及び内容による顧問契約を締結すること。

⑧ 長谷川氏は、本応募契約締結日以降、公開買付者の事前の書面による承諾なしに、当社の株主総会の招集請求権（会社法第297条）、議題提案権（会社法第303条第1項及び第2項）及び議案提案権（会社法第304条、同法第305条第1項）その他の株主権を行使しないこと。

その他、(i)長谷川氏は、本応募契約における自らの表明及び保証の違反又は義務の違反に起因又は関連して公開買付者が損害等を被った場合には、かかる損害等を公開買付者に対して補償すること（注5）、(ii)公開買付者は、本応募契約における自らの表明及び保証の違反又は義務の違反に起因又は関連して長谷川氏が損害等を被った場合には、かかる損害等を長谷川氏に対して補償することを合意しているとのことです（注6）。

（注5）本応募契約において、長谷川氏は、(i)権利能力、(ii)強制執行可能性、(iii)許認可等の取得、(iv)法令等との抵触の不存在、(v)倒産手続等の不存在、(vi)反社会的勢力との関係の不存在、及び(vii)応募対象株式に対する権利について表明及び保証を行っているとのことです。加えて、長谷川氏は、当社に関する事項（設立及び存続、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得、株式等、子会社・関連会社の不存在、財務諸表、有価証券報告書等、法令等の遵守、許認可等、情報セキュリティ・情報保護、契約等、資産、知的財産権等、保険、公租公課、人事労務、訴訟等、長谷川氏との取引、反社会的勢力との関係の不存在、腐敗行為防止法令等の遵守、開示情報の正確性、インサイダー情報の不存在等に関する事項）について表明及び保証を行っているとのことです。

（注6）本応募契約において、公開買付者は、(i)権利能力、(ii)契約の締結及び履行の権限等、(iii)強制執行可能性、(iv)許認可等の取得、(v)法令等との抵触の不存在、及び(vi)倒産手続等の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。

なお、本応募契約以外に、長谷川氏との間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けにおいて長谷川氏が応募する当社株式に係る対価以外に、本取引に関して公開買付者から長谷川氏に対して供与される利益は存在しないとのことです。なお、長谷川氏は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本公開買付け成立後に当社のアドバイザーに就任する予定であり、その具体的な条件等はC&Dと長谷川氏で今後協議予定とのことですが、当該アドバイザー業務の提供に関して、C&D若しくは公開買付者又は当社から長谷川氏に対し一定の報酬等が支払われる可能性があるとのことです。

## 5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容 該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針  
該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問  
該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求  
該当事項はありません。

9. 今後の見通し

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「④ 本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」並びに「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

10. その他

該当事項はありません。

(参考) 本日付「株式会社グラフィコ（証券コード 4930）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（別添）をご参照ください。

以上

#### 【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けに関する当社の意見表明に関する記者発表文であり、本公開買付けに係る有価証券の売付け等の申込みの勧誘又は有価証券の買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主及び新株予約権者ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却若しくは購入の申込み、又は売却若しくは購入の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

#### 【将来予測】

本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類には、「予期する」、「予測する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」、「見積もる」、「推定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者又は当社の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者又は当社又はそれらの関係会社は、本情報について、実際の業績や諸々の状況や展開、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

#### 【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類の中に含まれ又は言及されている全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始できない可能性があります。更に、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

本プレスリリース及び本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本プレスリリース及び本プレスリリースの「将来に関する記述」は、本プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

公開買付者、公開買付者及び当社の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則 14e-5 (b) の要件に従い、当社の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

#### 【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。

2024年3月28日

各位

会社名 株式会社グラフィコ  
代表者名 代表取締役社長 CEO 長谷川 純代  
(東証スタンダード・コード 4930)  
問合せ先 取締役CFO兼管理本部長 榎並 正太郎  
電話番号 03 - 5759 - 5077

会社名 Church & Dwight Japan 合同会社  
代表者名 代表社員 チャーチ・アンド・ドワイ  
ト・カンパニー・インコーポレーテッド  
職務執行者 マイケル・リード

**Church & Dwight Japan 合同会社による株式会社グラフィコ（証券コード4930）に対する  
公開買付けの開始予定に関するお知らせ**

Church & Dwight Japan 合同会社は、本日、別添のプレスリリース「株式会社グラフィコ（証券コード4930）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、Church & Dwight Japan 合同会社（公開買付者）が、株式会社グラフィコ（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2024年3月28日付「株式会社グラフィコ（証券コード4930）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」



2024年3月28日

各位

会社名 Church & Dwight Japan 合同会社  
代表者名 代表社員 チャーチ・アンド・ドワイ  
ト・カンパニー・インコーポレーテッド  
職務執行者 マイケル・リード

### 株式会社グラフィコ（証券コード 4930）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ

Church & Dwight Japan 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年3月28日、株式会社グラフィコ（株式会社東京証券取引所スタンダード市場、コード番号：4930。以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「（2）買付け等を行う株券等の種類」の「②新株予約権」において定義します。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、本公開買付けを通じた対象者株式及び本新株予約権の取得等を目的として、2024年3月13日に設立された合同会社です。公開買付者は、本日現在、アメリカ合衆国ニュージャージー州ユーイングに事業運営上の本社を置き、家庭用消費財の製造販売を行う Church & Dwight Co., Inc.（以下「C&D」といいます。）がその持分の全てを所有しております。本日現在、公開買付者及びC&Dは、対象者株式を所有しておりません。

この度、公開買付者は、2024年3月28日に、対象者株式（本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2024年3月28日付で、対象者の代表取締役社長 CEO であり、筆頭株主かつ主要株主である長谷川純代氏（以下「長谷川氏」といいます。）との間で、本公開買付けが開始された場合には、長谷川氏が所有する対象者株式（390,900株、所有割合（注）：39.06%）の全てを本公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しない旨の応募契約を締結しております。

（注）「所有割合」とは、対象者が2024年2月14日に提出した第28期第2四半期報告書に記載された2023年12月31日現在の発行済株式総数（938,540株）から、対象者が2024年2月14日に公表した「2024年6月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」に記載された2023年12月31日現在の対象者の所有する自己株式数（122株）を控除した938,418株に、2023年12月31日現在残存する本新株予約権の目的である対象者株式の数（62,360株）を加算した株式数（1,000,778株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

本公開買付けに関しては、公開買付者が2024年3月13日に設立された合同会社であるところ、本公開買付けを開始するにあたって必要となる公開買付けの代理および事務取扱いに係る契約を公開買付代理人への就任を予定している野村證券株式会社（以下「公開買付代理人」といいます。）との間で締結するにあたり、C&Dにおいて公開買付代理人より要請されている公開買付者名義の銀行口座の開設手続を行っていましたが、公開買付者が当該口座を開設する予定の銀行の説明によれば、公開買付者の本人確認手続に時間を要したため、本日までに公開買付者名義の銀行口座の開設が完了いたしませんでした。公開買付者及びC&Dは、本公開買付けを直ちに開始できる状況ではないものの、対象者が2024年3月末までに株式会社東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準に適合するための取組みとして中期経営計画の公表を行うことを発表していることを踏

まえ、公開買付者及びC&Dと対象者の間で本公開買付けの買付け等の価格について合意に至っているにもかかわらず、対象者が対象者の株主の皆様に対して上場維持を前提としたかかる取組みを公表した後、短期間で対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として本公開買付けを実施することを公表することは、対象者の株主の皆様の混乱を招くこととなると考えたため、本日、対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として、本公開買付けを実施することを公表することといたしました。なお、公開買付者及びC&Dは、銀行口座の開設が完了次第、本公開買付けを速やかに開始することを予定しております。本日現在、銀行との協議等を踏まえ、2024年4月下旬を目処に本公開買付けの開始を目指しておりますが、銀行口座の開設の時期を正確に予想することは困難であるため、本公開買付けの日程の詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本公開買付けの開始の見込み時期が変更になった場合、速やかにお知らせいたします。

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

株式会社グラフィコ

(2) 買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権（下記（i）から（v）の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます）

（i）2014年6月17日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）

（ii）2014年12月25日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）

（iii）2015年10月15日開催の対象者臨時株主総会及び同日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）

（iv）2015年10月15日開催の対象者臨時株主総会及び2016年5月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）

（v）2019年5月31日開催の対象者臨時株主総会及び同日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）

(3) 買付け等の期間

本公開買付けに関しては、公開買付者が2024年3月13日に設立された合同会社であるところ、本公開買付けを開始するにあたって必要となる公開買付けの代理および事務取扱いに係る契約を公開買付代理人との間で締結するにあたり、公開買付代理人より要請されている公開買付者名義の銀行口座の開設に時間を要したため、かかる銀行口座の開設が完了次第、本公開買付けを速やかに開始することを予定しております。本日現在、銀行との協議等を踏まえ、2024年4月下旬を目処に本公開買付けの開始を目指しておりますが、銀行口座の開設の時期を正確に予想することは困難であるため、本公開買付けの日程の詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本公開買付けの開始の見込み時期が変更になった場合、速やかにお知らせいたします。なお、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）は30営業日とする予定です。

(4) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、 金3,800円

② 新株予約権

（i）第1回新株予約権1個につき、 金62,840円

（ii）第2回新株予約権1個につき、 金46,000円

（iii）第3回新株予約権1個につき、 金46,000円

(iv) 第4回新株予約権1個につき、 金46,000円

(v) 第5回新株予約権1個につき、 金2,250円

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,000,778(株)	667,200(株)	—(株)

(注) 上記の「買付予定数」及び「買付予定数の下限」は、本日時点の情報に依拠する暫定的な数であり、同時点以後の対象者の発行済株式総数及び対象者が所有する自己株式数の変動等のために、本公開買付けにおける実際の「買付予定数」及び「買付予定数の下限」が上記の数字と異なる可能性があります。また、本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時点において入手可能な最新の情報を踏まえ、最終的な「買付予定数」及び「買付予定数の下限」を決定する予定です。

(6) 決済の開始日

決済の開始日については、本公開買付けの日程等の詳細が決定次第速やかにお知らせいたします。

(7) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目13番1号

以 上

#### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

#### 【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリースの中に含まれ又は言及されている全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始できない可能性があります。更に、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5 (b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

#### 【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

#### 【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。